

寒川町告示第 28 号

藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町は、協議により、次のとおり湘南広域都市行政協議会規約を変更したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 6 の規定に基づき、同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の例により告示する。

1 変更した内容

湘南広域都市行政協議会規約新旧対照表

変更前	変更後
～略～ (協議会の設置) 第 1 条 藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。） <u>第 252 条の 2 の 2 第 1 項</u> の規定に基づき、湘南広域都市行政協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	～略～ (協議会の設置) 第 1 条 藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。） <u>第 252 条の 2 第 1 項</u> の規定に基づき、湘南広域都市行政協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
～略～ <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この規約は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。</u>	～略～

2 変更した日 平成 26 年 11 月 1 日

平成 27 年 3 月 19 日

寒川町長 木 村 俊 雄